

令和 8 年度

青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金 Q&A

Q1 補助対象者について、小規模法人が1つでも含まれていれば、その他の法人の規模は問わないのか。

A1 小規模法人以外の法人については、規模の大きさは問いません。

Q2 小規模法人の定義として、「1法人当たり1事業所のみを運営するような法人等」とあるが、「等」はどの範囲を指すのか。

A2 その法人の予算状況や事業目的を踏まえ、県が総合的に判断するため、別途個別にご相談ください。なお、ご相談の際は、県ホームページに掲載の質問票をメールまたは FAX で送付してください。

※送信先

FAX:017-734-8090

メールアドレス:kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp

Q3 関連する法人のみ(グループ企業内の法人同士のみ)で事業者グループを組むことは可能か。

A3 関連する法人のみで事業者グループを組んだ場合は、**補助対象外**となります。

Q4 「事業者グループ」は、別の法人格を有する必要があるか。

A4 新たに法人格を取得する必要はありません。

Q5 協働化にあたり、共同体であることを名乗るための登録や登記は新たに必要か。

A5 共同体を名乗るための登録・登記は不要です。

Q6 みなし事業所を運営する法人は補助対象となるか。

A6 補助対象となります。

Q7 申請を行う事業者グループの代表者となる法人は、最も規模の大きい法人が担当するのか。

A7 事業者グループの代表者は、「介護事業所・介護施設等(中略)を運営する法人」としております。複数の法人が介護事業所・介護施設等を運営している場合は、法人間で協議のうえ決定してください。

Q8 申請を行う事業者グループの代表者が担う役割は何か。

A8 事業者グループの代表者は、交付申請・実績報告などの書類取りまとめや県への提出といった役割を担います。

Q9 共同発注により購入した消耗品や備品等の品代は補助対象となるか。

A9 複数法人が組織的な連携体制を構築し、共同発注によるコストダウンを図る仕組みづくりに必要な経費は補助対象となりますが、物品の品代自体は補助対象外です。

Q10 次年度も補助事業を実施する予定か。また、次年度も実施する場合、今年度補助の対象となった事業者グループは補助対象外となるか。

A10 国庫補助事業のため、次年度の実施予定は現時点で未定です。なお、今年度事業を実施した場合でも、次年度事業において対象外とする規定は特に設ける予定はありません。